

新井田川河口水域  
流域別下水道整備総合計画（変更）

計 画 書

令和3年度

岩 手 県

## ( 第 1 表 ) 下水道の整備に関する基本方針

### (イ) 整備の目標

当流域は、岩手県北部の内陸部に位置し、奥羽山脈・北上山地の山々に源を発する馬淵川・新井田川の流域である。その流域面積は、約 1,747 k m<sup>2</sup>であり、岩手県全域面積約 15,275 k m<sup>2</sup>の約 12%にあたる。

関係市町村は、二戸生活圏と一部盛岡生活圏に属し、二戸市をはじめとする 3 市 3 町 1 村の 7 市町村であり、基準年である平成 29 年における人口は約 66 千人であり、岩手全県人口約 1,255 千人の約 5%にあたる。

当流域は、盛岡市・八戸市の中点であるという恵まれた地理的条件と水資源が豊富であることから二戸市を中心に 2 次産業に発展が見られ、これに伴い、家庭排水・工場排水も増加し河川の水質汚濁が進行している。

この様な状況に対し、環境基本法に基づく水質環境基準が設定された。水域の類型は (二) 表に示すとおりであり、新井田川河口水域本川は昭和 46 年に、馬淵川支川は昭和 48 年に、また、新井田川支川については昭和 52 年に各々指定された。

当流域においては、公共用水域の水質保全及び都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目標とし下水道の整備を行うものである。

### (ロ) 整備計画年度

平成 32 年度

昭和 54 年度 より 令和 32 年度

## (ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区 の名称	合流式 分流式の別	計画処理人口 (千人)	計画下水 量 (m <sup>3</sup> /日)	摘要
二戸市	浄法寺処理区	分流式	0.6	300	整備済(供用中)
	二戸処理区	分流式	10.7	5,500	整備中(供用中)
	小計	分流式	11.3	5,800	
一戸町	一戸処理区	分流式	3.0	1,600	整備済(供用中)
軽米町	軽米処理区	分流式	1.4	600	整備中(供用中)
九戸村	九戸処理区	分流式	1.1	500	整備済(供用中)
安代町	安代処理区	分流式	1.5	800	整備済(供用中)
八幡平市			0.5	200	
計			17.3	8,700	

(二) 水質環境基準の類型指定と達成予定年度

水 域 名	水域類型指定区間	低水量 m <sup>3</sup> /s	目標類型	達成期間	暫 定 目標類型	同左達成 予定年度	摘 要
新井田川河口水域							
新井田川上流	青森県長館橋より上流	3.03	A	イ	—	—	昭和46年 5月25日適用 岩手県指定
馬淵川上流	青森県櫛引橋より上流	18.82	A	イ	—	—	同上
馬淵川支川水域							
白鳥川	馬淵川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流	0.27	C	ロ	—	—	昭和48年 7月3日適用 岩手県指定
安比川	馬淵川と安比川との合流点より上流の安比川本流	7.72	A	イ	—	—	同上
新井田川支川水域							
瀬月内川	瀬月内川本流にあつて世増ダムに係る部分を除いたもの	1.13	A	イ	—	—	昭和52年 3月22日適用 岩手県指定
雪谷川	雪谷川本流にあつて世増ダムに係る部分を除いたもの	1.61	A	イ	—	—	同上

[目標類型]

昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号の別表2「生活環境の保全に関する環境基準」参照

[達成期間]

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(第2表) 処 理 施 設

名 称	位 置	予定処理区の 名称	処理方法	処理能力  (m <sup>3</sup> /日)	削減 目標量  (kg/日)	削減方法		放流先の名 称及び位置	摘 要		
						当該終末処 理場におい て削減され る放流水の 窒素含有量 又は磷含有 量  (kg/日)	削減目標量 の一部に相 当するもの として他の 終末処理場 において削 減される放 流水の窒素 含有量又は 磷含有量  (kg/日)		計画下水 量  (m <sup>3</sup> /日)	計画流入 水質 BOD  (mg/L)	計画処理 水質 BOD  (mg/L)
二戸市公共 下水道終末 処理場			活性汚泥法	12,800	—	—	—	馬淵川左岸 白鳥川合流 点より下流	12,800	186	20以下
二戸浄化 センター	二戸市	二戸処理区	オキシデー ション ディッチ法	5,500	—	—	—		5,500	201	15
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浄法寺浄化 センター	二戸市	浄法寺処理区	膜分離活性 汚泥法	300	—	—	—	安比川左岸 馬淵川合流 点より上流	300	235	15
一戸町公共 下水道終末 処理場	一戸町	一戸処理区	活性汚泥法	5,300	—	—	—	馬淵川左岸 安比川合流 点より上流	5,300	193	20以下
一戸町浄化 センター	一戸町	一戸処理区	オキシデー ション ディッチ法	1,600	—	—	—		1,600	202	15
軽米町公共 下水道終末 処理場			活性汚泥法	1,800	—	—	—	雪谷川左岸 報告橋より 下流	1,800	199	20以下
軽米浄化 センター	軽米町	軽米処理区	オキシデー ション ディッチ法	600	—	—	—		600	186	15
九戸村公共 下水道終末 処理場			活性汚泥法	1,800	—	—	—	瀬月内川左 岸尾国橋よ り上流	1,800	199	20以下
九戸村浄化 センター	九戸村	九戸処理区	オキシデー ション ディッチ法	500	—	—	—		500	215	15
安代町公共 下水道終末 処理場	安代町		活性汚泥法	800	—	—	—	安比川左岸 馬淵川合流 点より上流	800	205	20以下
安代浄化 センター	八幡平市	安代処理区	オキシデー ション ディッチ法	200	—	—	—		200	195	15

### (第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度 平成29年度より令和12年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位
二戸市	二戸処理区	二戸浄化センター	・低コストな整備を図りつつ面整備を概成する。	面整備：A
二戸市	浄法寺処理区	浄法寺浄化センター	・汚水処理施設を適切に管理し、所定の機能を維持していく。	面整備：－
一戸町	一戸処理区	一戸町公共下水道 終末処理場	・汚水処理施設を適切に管理し、所定の機能を維持していく。	面整備：－
軽米町	軽米処理区	軽米浄化センター	・低コストな整備を図りつつ面整備を概成する。	面整備：A
九戸村	九戸処理区	九戸浄化センター	・汚水処理施設を適切に管理し、所定の機能を維持していく。	面整備：－
八幡平市	安代処理区	安代浄化センター	・汚水処理施設を適切に管理し、所定の機能を維持していく。	面整備：－

注) A：中期整備計画年度内に面整備や高度処理の導入を優先して実施する。

B：中期的には他の事業や処理場を優先する。

－：面整備・・・概成済み

高度処理・・・位置づけられていない。